

(趣旨)

第 1 条 この規則は、須崎市個人情報保護条例(平成 17 年須崎市条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(業務の登録)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務の登録は、個人情報取扱事務台帳(別記様式第 1 号。以下「台帳」という。)により、当該個人情報取扱事務を所管する課等(以下「所管課」という。)の長が行うものとする。この場合において、所管課の長(以下「所管課長」という。)は、当該個人情報取扱事務台帳の写しを総務課長に提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 1 項第 7 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始届出日、変更届出日及び廃止届出日
- (2) 個人情報取扱事務の開始日、変更日及び廃止日
- (3) 目的外利用及び外部提供の有無
- (4) 記録形態
- (5) 処理形態
- (6) 外部との電子結合及び事務処理委託の有無
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

(個人情報取扱事務の変更又は廃止)

第 4 条 所管課長は、個人情報取扱事務を変更するときは、当該変更に係る部分を修正した台帳を作成するとともに、その写しを総務課長に提出しなければならない。

2 所管課長は、個人情報取扱事務を廃止したときは、当該台帳に廃止の表示をし、その写しを総務課長に提出しなければならない。

(開示請求の手続)

第 5 条 条例第 16 条第 1 項の規定による書面の提出は、個人情報開示請求書(別記様式第 2 号)により行うものとする。

2 条例第 16 条第 2 項に規定する本人であることを示す書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 運転免許証、日本国旅券その他の官公署の発行した書類であって、それにはり付けた写真により本人が確認できるもの
- (2) 健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他のこれらに準ずる書類であって、それを所持することにより本人であることが確実に認められるもの

3 条例第 16 条第 2 項に規定する法定代理人であることを示す書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該法定代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか
- (2) 本人の戸籍の抄本その他の法定代理人であることを証明する書類

(開示請求に対する通知)

第 6 条 条例第 20 条第 2 項の規定による通知は、個人情報の開示請求に対する決定通知書(別記様式第 3 号)により行うものとする。

- 2 条例第 20 条第 3 項の規定による通知は、開示請求に係る決定期間延長通知書(別記様式第 4 号)により行うものとする。
- 3 条例第 20 条第 5 項の規定による通知は、第三者に対する開示決定通知書(別記様式第 5 号)により行うものとする。

(開示の実施)

第 7 条 条例第 22 条第 1 項に規定する開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 前項の場合において、個人情報の開示を受ける者は、当該個人情報記録されている行政文書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、開示を中止し、又は禁止することができる。
- 4 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(電磁的記録の開示方法)

第 8 条 条例第 22 条第 2 項に規定する電磁的記録に記録されている個人情報の開示の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法によりがたいときは、市長が適当と認める方法(市長以外の実施機関が開示の決定をした場合にあつては、当該開示の決定をした実施機関が適当と認める方法)により行うものとする。

(1) 録音テープ 次のア又はイに掲げるいずれかの方法

- ア 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取
- イ 当該録音テープを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ 次のア又はイに掲げるいずれかの方法

- ア 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前 2 号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴、フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は用紙に出力したものの閲覧若しくは交付

(費用の納付時期)

第 9 条 条例第 23 条に規定する費用は、前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があるとみとめたときは、この限りでない。

(訂正請求の手續)

第 10 条 条例第 25 条第 1 項の規定による書面の提出は、個人情報訂正請求書(別記様式第 6 号)により行うものとする。

- 2 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、個人情報の訂正請求をしようとする者について準用する。

(訂正請求に対する通知)

第 11 条 条例第 27 条第 2 項の規定による通知は、個人情報の訂正請求に対する決定通知書(別記様式第 7 号)により行うものとする。

- 2 条例第 27 条第 3 項の規定による通知は、訂正請求に係る決定期間延長通知書(別記様式第 8 号)により行うものとする。

(利用停止請求の手續)

第 12 条 条例第 31 条第 1 項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書(別記様式第 9 号)により行うものとする。

- 2 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、個人情報の利用停止請求をしようとする者について準用する。

(利用停止請求に対する通知)

第 13 条 条例第 33 条第 2 項の規定による通知は、個人情報の利用停止請求に対する決定通知書(別記様式第 10 号)により行うものとする。

2 条例第 33 条第 3 項の規定による通知は、利用停止請求に係る決定期間延長通知書(別記様式第 11 号)により行うものとする。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(須崎市パソコン LAN 運用規則の廃止)

2 須崎市パソコン LAN 運用規則(平成 13 年須崎市規則第 20 号)は、廃止する。

(須崎市電子計算組織の管理運営に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

3 須崎市電子計算組織の管理運営に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 4 年須崎市規則第 6 号。以下「旧電算規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

4 この規則の施行前に旧電算規則の規定により行われた個人情報の記録内容の開示又は訂正等の請求については、旧電算規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 26 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 3 条関係)

個人情報取扱事務台帳

整理番号

年 月 日現在

事務の名称					
実施機関担当課係					
事務の目的及び概要					
事務開始日	年 月 日	事務開始届出日	年 月 日		
事務変更日	年 月 日	事務変更届出日	年 月 日		
事務廃止(予定)日	年 月 日	事務廃止届出日	年 月 日		
個人情報消去予定日	年 月 日	個人情報消去日	年 月 日		
対象者の範囲			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通	
			対象者数	人	
目的外利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部提供	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
個人情報の項目					
一般的取扱事項	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 課税・納税 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
制限的取扱事項	制限的取扱事項の取扱根拠及び理由				
	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪に関する事項 <input type="checkbox"/> その他社会的差別の原因となる情報	<input type="checkbox"/> 法令等に定めがある 根拠法令 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <input type="checkbox"/> 審査会の意見を聴き必要があると認めた <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>			
個人情報の収集先	本人以外からの収集の根拠				
	<input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 法令等に定めがある 根拠法令 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <input type="checkbox"/> 出版等により公にされている <input type="checkbox"/> 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 所在不明等 <input type="checkbox"/> 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 審査会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	処理形態	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 磁気テープ・磁気ディスク等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> サーバー処理 <input type="checkbox"/> パソコン処理 <input type="checkbox"/> 手処理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考					

別記様式第2号(第5条関係)

個人情報開示請求書		年 月 日
須崎市長 様	請求者	住所 氏名 電話 ㊟
須崎市個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。		
開示の請求の区分	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴 4 聴取	
※個人情報の記録内容 情報を記録している文 書等を特定する必要が ありますので、具体的 に記入して下さい。		

※ 代理人が申出する場合には、次の欄にも記入してください。

代理人の区分		1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
本人	住所	
	氏名	
	電話番号	()


備考1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

- 2 請求に係る個人情報の記録内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出又は提示してください。
- 4 代理人が請求する場合は、代理人であることを証明する書類及び代理人が本人であることを証明する書類を提出又は提示してください。

以下、記入は不要です。

本人等であること の確認書類	本人 1 運転免許証 2 旅券 3 その他() 代理人()
資格の確認	
個人情報の 特定内容	
担当課	

別記様式第3号(第6条関係)

個人情報の開示請求に対する決定通知書 第 年 月 日 号 様 須崎市長 		
年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、次のとおり決定したので、須崎市個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。		
請求書受理年月日	年 月 日	
請求に係る個人情報の記録内容		
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴 4 聴取	
開示の実施	日 時	年 月 日() 午前・午後 時 分
	場 所	
個人情報を開示をしない理由又は個人情報の一部を開示しない理由		

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

前期の期間(以下「請求等の期間」といいます。)が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、請求等の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考 1 開示の実施に指定された日時に関覧できないときは、あらかじめ連絡してください。
- 2 開示の実施を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この通知書に対する質問については、(内)までお問い合わせください。

別記様式第4号(第6条関係)

開示請求に係る決定期間延長通知書 第 年 月 日 号 様 須崎市長 印 年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、須崎市個人情報保護条例第20条第3項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。	
請求の内容の区分	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴 4 聴取
請求に係る個人情報の記録内容	
決定期間満了日	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
備考	

備考 この通知書に対する質問については、(内)までお問い合わせください。

別記様式第5号(第6条関係)

第三者に対する開示決定通知書 第 年 月 日 号 様 須崎市長 	
あなたに関する個人情報が含まれている個人情報について、開示することを決定したので、須崎市個人情報保護条例第20条第5項の規定により通知します。	
開示決定通知書等の文書番号等	
あなたに関する情報の内容	
開示の実施	日 時 年 月 日() 午前・午後 時 分 場 所
担 当 課	
備 考	

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

前期の期間(以下「請求等の期間」といいます。)が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、請求等の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この通知書に対する質問については、(内)までお問い合わせください。

別記様式第6号(第10条関係)

個人情報訂正請求書		年 月 日
須崎市長 様	請求者	住所 氏名 電話 ㊟
須崎市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。		
訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項	(開示年月日 年 月 日)	
訂正請求の趣旨及び理由		

※ 代理人が申出する場合には、次の欄にも記入してください。

代理人の区分		1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
本人	住所	
	氏名	
	電話番号	()


備考1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

- 2 請求に係る個人情報の記録内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出又は提示してください。
- 4 代理人が請求する場合は、代理人であることを証明する書類及び代理人が本人であることを証明する書類を提出又は提示してください。

以下、記入は不要です。

本人等であることの確認書類	本人 1 運転免許証 2 旅券 3 その他() 代理人()
資格の確認	
個人情報の特定内容	
担当課	

別記様式第7号(第11条関係)

個人情報の訂正請求に対する決定通知書 第 年 月 日 号 様 須崎市長 	
年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、次のとおり決定したので、須崎市個人情報保護条例第27条第2項の規定により通知します。	
請求書受理年月日	年 月 日
請求に係る個人情報の記録内容	
決定の内容	
個人情報の全部又は一部について行った訂正の内容及び年月日	年 月 日
個人情報の全部又は一部を訂正しない理由	


※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

前期の期間(以下「請求等の期間」といいます。)が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、請求等の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この通知書に対する質問については、(内)までお問い合わせください。

別記様式第8号(第11条関係)

訂正請求に係る決定期間延長通知書	
様	第 年 月 日 須崎市長 
年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、須崎市個人情報保護条例第27条第3項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。	
請 求 の 内 容	
請求に係る個人情報の記録内容	
決 定 期 間 満 了 日	年 月 日
延 長 す る 期 間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延 長 の 理 由	
備 考	

備考 この通知書に対する質問については、(内)までお問い合わせください。

別記様式第9号(第12条関係)

<p style="margin: 0;">個人情報利用停止請求書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">須崎市長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">請求者 住所 氏名 電話 ㊟</p> <p style="margin: 0;">須崎市個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。</p>	
利用停止請求に係る個人情報の特定するために必要な事項	(開示年月日 年 月 日)
利用停止請求の趣旨及び理由	

※ 代理人が申出する場合には、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
本人	住所
	氏名
	電話番号 ()


備考1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

- 2 請求に係る個人情報の記録内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出又は提示してください。
- 4 代理人が請求する場合は、代理人であることを証明する書類及び代理人が本人であることを証明する書類を提出又は提示してください。

以下、記入は不要です。

本人等であることの確認書類	本人 1 運転免許証 2 旅券 3 その他() 代理人()
資格の確認	
個人情報の特定内容	
担当課	

別記様式第10号(第13条関係)

個人情報の利用停止請求に対する決定通知書 第 年 月 日 号 様 須崎市長 	
年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、次のとおり決定したので、須崎市個人情報保護条例第33条第2項の規定により通知します。	
請求書受理年月日	年 月 日
請求に係る個人情報の記録内容	
決定の内容	
個人情報の全部又は一部について行った利用停止の内容及び年月日	年 月 日
個人情報の全部又は一部の利用を停止しない理由	

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

前期の期間(以下「請求等の期間」といいます。)が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、請求等の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この通知書に対する質問については、(内)までお問い合わせください。

別記様式第11号(第13条関係)

利用停止請求に係る決定期間延長通知書 第 年 月 日 号 様 須崎市長 <input type="checkbox"/> 印 年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、須崎市個人情報保護条例第33条第3項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。	
請 求 の 内 容	
請求に係る個人情報の記録内容	
決 定 期 間 満 了 日	年 月 日
延 長 す る 期 間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延 長 の 理 由	
備 考	

備考 この通知書に対する質問については、(内)までお問い合わせください。

